

藤里町男女共同参画社会づくり基本計画

平成28年3月

藤 里 町

も く じ

第1章	計画の策定にあたって	1
第1	計画策定の趣旨	1
第2	計画の基本的な考え方	2
1	基本理念	2
2	基本目標	2
3	計画の役割	2
4	基本的視点	2
5	計画期間	2
第3	計画の体系	3
第2章	計画の内容	4
第1	主要課題	4
1	あらゆる分野における女性活躍推進	4
2	男女が認めあい思いやる関係の構築	4
3	男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化	4
第2	施策の方向と基本施策	5
1	あらゆる分野における女性活躍推進	5
(1)	女性の職業生活における活躍を推進するための支援	5
(2)	仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備	5
(3)	あらゆる産業や地域活動への女性の参画拡大	6
(4)	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	7
2	男女が認めあい思いやる関係の構築	8
(1)	男女の人権の尊重	8
(2)	女性に対するあらゆる暴力の根絶	8
(3)	生涯を通じた男女の健康づくりへの支援	9
3	男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化	11
(1)	地域における団体や個人の実績活動の支援	11
(2)	男女共同参画センターとの連携	12

第3章	計画の推進体制	13
第1	町における推進体制の充実	13
1	推進体制の整備・充実	13
2	男女共同参画に関する調査研究・企画立案の充実	13
3	町民の意見を反映した施策の展開	13
第2	施策の方向と基本施策	13
1	民間団体の育成支援とネットワーク化の整備	13
2	「秋田県男女共同参画センター」を活用した男女共同参画推進活動の展開	14
3	情報交換の場の提供	14
第3	計画の進行管理	14
1	年度事業計画の策定	14
2	実績の把握	14
3	結果の公表	14

第1章 計画の策定にあたって

第1 計画策定の趣旨

少子・高齢化の進展、経済・社会情勢の急激な変化や家族形態の多様化など時代の潮流の中で、社会の男女平等の実現に向けた法律や制度が整備され、女性の職場進出や社会活動への参加が多くなってきました。

しかし、個人の生活や意識には、固定的な性別による役割分担の考え方や慣習が根強く残っており、真の男女平等は実現していない状況にあります。

年齢や男女の別にとらわれず、お互いの「理解と尊重」の下に、自由闊達にものが言え、切磋琢磨できる藤里町をつくり上げていく必要があります。

平成11年6月に施行された男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、

「男女の人権の尊重」、

「社会における制度または慣行についての配慮」、

「政策等の立案及び決定への共同参画」、

「家庭生活における活動と他の活動の両立」など

を掲げ、国、地方公共団体、国民の責務などが定められており、国は平成12年「男女共同参画基本計画」を策定、平成27年「第4次男女共同参画基本計画」を策定しました。

秋田県では、国の基本計画を勘案して、平成13年4月から「秋田県男女共同参画推進計画」を策定し、平成28年には「第4次秋田県男女共同参画推進計画」を策定、また、平成14年には「秋田県男女共同参画推進条例」を制定しました。

藤里町では、平成18年3月、男女共同参画社会基本法に基づき、地域における男女共同参画を総合的に、かつ計画的に推進するために、地域の実情を踏まえた「藤里町男女共同参画社会づくり基本計画」を策定しました。本計画は、「第2次藤里町男女共同参画社会づくり基本計画」と、平成27年9月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく町の女性活躍推進計画（仮称）とを一体的に策定し、両計画の性格を併せ持つものとしています。

第2 計画の基本的な考え方

1 基本理念

- 男女の差別を解消し、男女の人権が等しく尊重される男女平等の社会
- 社会参加意欲にあふれた女性も男性も自らの選択によって、充実した生き方ができる社会
- 男女がお互いに支え合い、自由に意見が言い合え、共に物事を決めることができる社会
- 喜びも責任も分かち合える、女性と男性のイコール・パートナーシップで築き上げるバランスのとれた真に豊かな社会の実現をめざす。

2 基本目標

この計画は、「男女が自らの意志によりその個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ豊かで活力ある社会の構築」を基本目標とします。

3 計画の性格

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法に基づき藤里町が総合的かつ長期的に講じるべき男女共同参画社会の形成の促進に関する計画であり、女性活躍推進法に基づく「藤里町女性活躍推進計画（仮称）」を一体的に策定するものです。
- (2) この計画は、藤里町まちづくり計画（基本構想）の下で、男女共同参画社会の形成に向けて計画的な施策展開を町民とともに考え、行動するための指針とします。

4 基本的視点

この計画に基づき、具体的な施策・事業を推進していく上で、次の項目を基本的視点とします。

- (1) 社会的性別の存在に気づく視点の定着
- (2) 女性が力を発揮できる社会環境づくり
- (3) 人権や多様な生き方が尊重される地域社会の実現

5 計画期間

この計画の期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

第3 計画の体系

(推進の柱)	(施策の方向)	(基本施策)
1 あらゆる分野における女性の活躍推進	(1) 女性の職業生活における活躍を推進するための支援 (2) 仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備 (3) あらゆる産業や地域活動への女性の参画拡大 (4) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	①企業等の取組の促進 ②希望に応じた多様な働き方の支援 ①男性の家事・育児・介護等への参画促進 ②職業生活と家庭生活の両立のための環境整備 ③ハラスメントのない職場の実現 ①農業分野における参画拡大 ②女性の参画が少ない産業分野での参画拡大 ③起業による参画拡大 ④地域に根差した組織における参画拡大 ①教育等を通じた女性の人材育成 ②女性を積極的に活用するための情報の収集・提供 ③町の委員会・審議会等への参画拡大 ④町の女性職員の職域拡大及び管理職への登用の促進 ⑤企業、各種団体等における女性の参画促進
2 男女が認めあい思いやる関係の構築	(1) 男女の人権の尊重 (2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶 (3) 生涯を通じた男女の健康づくりへの支援	①固定的な性別役割分担意識のさらなる解消に向けた啓発活動の推進 ②男女平等教育等の推進 ①女性に対する暴力の根絶 ②ドメスティック・バイオレンス（DV）への対応 ①生涯を通じた健康維持と増進 ②発達段階に応じた学習機会の確保 ③母性保護と母子保健の充実 ④貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援 ⑤介護の環境・体制の整備と予防の推進 ⑥高齢者の生活自立の維持・促進 ⑦高齢者の活躍促進
3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化	(1) 地域における団体や個人の実践活動への支援 (2) 男女共同参画センターとの連携	①男女共同参画の視点に立ったNPO活動等への支援 ②国際的視野を持った活動への支援 ③地域において推進役となる人材の養成 ④地域活動における女性の活躍促進 ①男女共同参画センターとの連携強化

第2章 計画の内容

第1 主要課題

次の3つを「主要課題」と位置づけ、総合的な施策を展開します。

1 あらゆる分野における女性の活躍推進

人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる本町において、町の活力を維持・向上させていくためには、性別や年齢にかかわらず、町民が持てる力を存分に発揮し、あらゆる分野で活躍できる環境をつくっていくことが大切です。

社会のあらゆる分野において男女の公平性を保ち、一方の性別に偏らない多様な考え方を取り入れて社会を活性化していくための、政策・方針決定過程への女性の参画を一層拡大する取組を進め、女性が活躍する豊かで活力ある社会の実現を目指します。

2 男女が認め合い思いやる関係の構築

各種法律が男女の平等を目指しているにも関わらず、いまだ社会においては性別による格差や女性に対する格差が解消されていません。

また、DVなどの男女間の暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

このため、固定的な性別役割分担意識等の解消や、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を図り、男女が認めあい思いやる社会の構築を目指します。

さらに、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、生涯にわたり健康を維持できるよう支援するほか、高齢化が進展する中、高齢者の生きがいつくり等の促進や介護体制の充実を図ります。

3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

人口減少や少子高齢化が急速に進む中、活力ある地域社会を形成していくためには、男女が互いに責任を分かち合いながら仕事と生活の調和を図り、男女が共に地域活動等のあらゆる分野で活躍できる社会の実現が必要です。

そのため、町、男女共同参画センター、企業、各種団体等の地域における多様な主体が連携・協働し、多様な年齢層の男女が参画して男女共同参画を推進することのできる社会を目指します。

第2 施策の方向と基本施策

1 あらゆる分野における女性の活躍推進

(1) 女性の職業生活における活躍を推進するための支援

女性の活躍を推進していくためには、事業主が積極的かつ主体的に取り組むことが不可欠です。各種媒体を活用した好事例の発信などを行うことで事業主の取組を促進するとともに、町民にとっても情報を得やすい環境整備が求められます。

[基本施策]

① 企業等の取組の促進

あらゆる機会を通じて、企業や各種機関等に企画・立案や方針決定の場や指導的立場への女性の登用について啓発すると共に、社会的機運の醸成を図ります。

② 希望に応じた多様な働き方の支援

女性が希望に応じて多様かつ柔軟な働き方を選択するため、非正規雇用者の処遇改善や正規雇用への転換に向けた周知・啓発活動、再就職や起業に対する支援を促進します。

(2) 仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備

働きたい女性が職業生活において活躍するためには、男性の家事・育児・介護等二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、長時間労働を前提とする働き方等の男性中心型労働慣行の見直しや、男性の育児等への参画、ワーク・ライフ・バランスの確保などの取り組みを促進していきます。

[基本施策]

① 男性の家事・育児・介護等への参画促進

社会全体の働き方や意識を改革するためには、企業の経営者や管理職の意識を変えることにより、職場風土の改革や環境の整備を促進することが最も重要であることから、職業生活と家庭生活の両立や女性の活躍推進に向けた積極的な意識啓発を図ります。

② 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

働きたい女性が仕事と家事・育児・介護等の二者択一を迫られることなく働き続けられるよう、子育て・介護環境の整備を進めます。

また、男女が共にライフステージに応じて職業生活と家庭生活を両立することができるよう、商工団体等との連携により企業への働きかけや支援を強化します。

③ ハラスメントのない職場の実現

社会全体における取組と併せて、職場においても固定的な性別役割分担意識を改革するため、企業経営者や管理職の意識改革を進めます。

また、妊娠・出産等による解雇等の不利益取扱いやセクシュアル・ハラスメントが起らないよう、様々な機会を捉えて男女雇用機会均等法等について周知し、企業において法令に沿った措置が実施されるよう啓発を行います。

さらに、男性の育児休業等の取得が促進される一方で、その取得等を理由とした不利益取扱いが懸念されることから、こうしたハラスメントの防止対策に関する啓発も行います。

(3) あらゆる産業や地域活動への女性の参画拡大

女性は農業や地域の活性化において重要な役割を果たしていることを踏まえ、その能力が一層発揮されるよう支援するとともに、女性の参画の少ない分野における環境整備を促進するなど、あらゆる分野への女性の参画拡大を促進していきます。

[基本施策]

① 農業分野における参画拡大

農業分野では、高齢化と新規就農者の減少により担い手不足が深刻です。

このため、各制度の周知・広報に努め、それ以外についても事業主が十分な情報と知識を得て、積極的に取り組むことができるように支援します。

② 女性の参画が少ない産業分野での参画拡大

建設業や運輸業等の女性の参画が少ない分野においては、働きやすい職場環境の整備を促進するとともに、そうした分野で活躍している女性の紹介等を行い、参画を促進します。

③ 企業による参画拡大

農業分野のみならず、あらゆる産業分野における女性の起業は、本町産業の新たな可能性と活力の増大が期待されます。

女性が様々な分野で意欲的に起業しその経営が継続できるよう、支援を行います。

④ 地域に根差した組織における参画拡大

P T A、自治会や町内会など、地域に根差した組織において、性別や年齢等により役割を固定化することのないよう、多様な年齢層の男女が共に参画するよう促進します。

(4) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

女性人材の育成や登用を進めることにより、政策・方針決定過程への女性の参画を一層拡大し、政策や方針を男女が共に決める社会を目指します。

① 教育等を通じた女性の人材育成

家庭や学校において、子どもの頃から男女平等の理解を促すよう教育を推進します。また、自治会等地域に根差した組織において、男女がそれぞれの個性や能力を十分に尊重しあえるようを推進します。

② 女性を積極的に活用するための情報の収集・提供

企業、各種団体と連携し、幅広い分野における女性の人材情報を収集するとともに、その人材の積極的な活用に向けて、政策形成等に女性の参画を求める機関への適切な情報提供に努めます。

③ 町の委員会・審議会等への参画拡大

女性委員のいない審議会等を解消するとともに、女性委員の割合を全委員の40%とすることを目指しながら積極的な登用を推進します。

④ 町の女性職員の職域拡大及び管理職への登用の促進

女性職員の職域の拡大や計画的な育成等を行い、登用率の目標を設定の上、積極的な管理職への登用が行われるよう働きかけます。

⑤ 企業、各種団体等における女性の参画促進

企業、各種団体等においては、個別の事情を踏まえた独自の目標を設定の上、計画的な採用・育成や、ワーク・ライフ・バランスの確保などの取組を実施して、女性の登用を進めるよう働きかけます。

2 男女が認めあい思いやる関係の構築

(1) 男女の人権の尊重

男女が平等で、お互いの尊厳を重んじた対等な関係づくりを進めるため、固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた啓発や人権教育等の充実に努めます。

[基本施策]

① 固定的な性別役割分担意識のさらなる解消に向けた啓発活動の推進

性別に関わらず、人がどう生きるかは、個人がその考え方や能力に合わせて決定すべきものであり、「男なら」「女なら」こうあるべきという社会的に形成された枠組みで制限されることは、男女共同参画社会の実現にとって大きな妨げとなります。

男女が対等なパートナーシップを実現していくため、啓発を推進します。

② 男女平等教育等の推進

男女が共に自立して個性や能力を発揮できる男女平等参画社会を実現するためには、子どもの頃から男女平等の理解を促していくことが重要です。

そのため、家庭や学校において、性別を理由とする差別の解消や男女の本質的平等、また、「男だから」「女だから」という偏見や決めつけをもたせない教育を推進します。

(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

異性間の暴力は、身体的暴行、心理的攻撃や性的強要まで多岐に渡っており、男性が女性から受ける暴力も軽視することはできません。

特に、暴行・障害等により検挙された事例では、女性が被害者となるケースが9割以上と圧倒的に多く、女性に対する暴力の根絶が大きな課題となっています。

この解決のため、暴力を容認しない社会的認識を徹底するとともに、発生防止と被害者支援の両面から取組を進めます。

[基本施策]

① 女性に対する暴力の根絶

性犯罪や性暴力などの女性に対する暴力は、身体的な苦痛のみならず、生涯にわたって深い精神的ダメージを残すなど、女性の人権を著しく侵害する行為であることから、関係機関の連携により発生防止に努めます。また、被害者が被害を訴えることを躊躇せず必要な相談を受けられるよう、プライバシー保護に留意した相談体制の充実を図ります。

② ドメスティック・バイオレンス（DV）への対応

配偶者や恋人などの親密な関係にある者の間における暴力は、ドメスティック・バイオレンス（DV）として、家庭などの閉鎖された場に潜在しがちで、被害者においても別れるなど自分を守るための正常な意志決定ができないほど深刻化し、被害者の心身に深刻な影響を及ぼす可能性があります。このようなことは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとの認識を浸透させるとともに、関係機関との連携による相談体制を強化していきます。

(3) 生涯を通じた男女の健康づくりへの支援

仕事や家事、そして高齢期において充実した人生を送るために基礎となるのが健康です。

女性は、妊娠・出産等生涯を通じて男性とは異なる健康上の課題に直面します。

他方、男性は男性特有の疾病や、女性に比べ自殺率が高いなどの課題があります。

そこで、男女が互いの性差を理解し合うとともに、それぞれの健康上のハンディに配慮することを促進し、男女がともに社会で活躍できるように支援します。

[基本施策]

① 生涯を通じた健康維持と増進

生涯を通じた健康増進対策の充実や、心の悩みも含めて安心して相談できる体制づくりの推進、女性の健康を総合的に診ることができる性差医療の取組、性差に応じたがん検診の促進などを働きかけます。

② 発達段階に応じた学習機会の確保

性と生殖に関して、男女ともに正確な知識をもち、自ら判断して健康管理を行うことができるようにするとともに、自分自身を大切にし、相手の心身の健康についても思いやりをもって行動できるよう、学校での性教育など、発達の段階に応じた学習機会の確保を推進します。

③ 母性保護と母子健康の充実

女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごせるよう、周産期医療対策の推進や、妊産婦・乳幼児に対する健康診査や保健指導の充実、不妊に悩む人への様々な支援など総合的な母子保健対策の推進に努めます。

④ 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援

非正規雇用労働者やひとり親など、生活上の困難に陥りやすい女性が安心して暮らせるよう、男女の均等な機会と公正な待遇の確保や女性の就業継続・再就職支援に向けた取組とともに、ひとり親家庭等の親子が自立して安定した生活ができる環境づくりを進めます。

⑤ 介護への環境・体制の整備と予防の推進

介護の環境・体制を整備して家庭での介護負担を軽減するとともに、高齢者にとって安心感のある社会の形成を目指します。

また、高齢者の社会参加や生きがいづくりを促進するとともに、健康長寿に対する意識を広く県民に啓発し、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するための取組を進めます。

⑥ 高齢者の生活自立の維持・促進

高齢期においてもいきいきとした生活を続けるためには、地域における支え合いのもとで、男性も女性も家族や地域の一員として、それぞれができることについて力を出し合う関係を築いていく必要があり、高齢者が自立し、健康で安心して暮らせる社会を目指します。

⑦ 高齢者の活躍促進

高齢者が他の世代とともに、社会の重要な一員として活躍できるよう、その知見等を生かした社会参加等を促進します。

3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤強化

(1) 地域における団体や個人の実践活動支援

地域における団体やあきたF・F推進員の実践活動を通して、地域レベルでの男女共同参画を推進します。

[基本施策]

① 男女共同参画の視点に立ったNPO活動等への支援

NPO法人・民間団体・企業等による地域活動において、男女共同参画の視点を活かすよう支援します。

また、多様な主体がこうした視点を活かして「地域協働」を進めることにより、男女共同参画の取組が社会全体に波及していくことを目指します。

② 国際的視野を持った活動への支援

男女共同参画の推進には、国際規範の遵守や海外の取組の評価など、世界の中における日本という意識をもった取組が必要であり、国際社会における男女共同参画の状況を踏まえ、国際的な視野をもった活動を支援します。

③ 地域において推進役となる人材の養成

あきたF・F推進員の資質の向上と地域の中での積極的な活用を図り、単に啓発だけでなく、日常の行動様式のあり方自体を、実践的な男女共同参画スタイルに変えていく機運を高めていきます。

④ 地域活動における女性の活躍促進

地域の活力を向上させるため、地域で元気創出に取り組む女性団体等の活動を支援するとともに、地域で活躍している女性の紹介等を行い、地域活動における女性の活躍を促進します。

(2) 男女共同参画センターとの連携

男女共同参画を進めるにあたって、情報の提供や研修による人材の養成、活動団体の交流を深め活動を支援する場として、男女共同参画センターが設置されています。県内には、県北・中央・県南の3ヵ所に男女共同参画センターが設置されていることから秋田県北部男女共同参画センターと連携をとりながら、住民の主体的な男女共同参画を支援していきます。

① 男女共同参画センターとの連携強化

住民の主体的な男女共同参画を支援するために、秋田県北部男女共同参画センターと連携し、あきたF・F推進員を活用した事業を推進していきます。

第3章 計画の推進体制

男女共同参画計画社会の実現をめざしてこの計画を積極的に推進するため、「藤里町男女共同参画推進町民会議（仮称）」を設置し、町民と行政（庁内関係部局）が一丸となって取り組みます。

また、町の取り組みだけでなく、国・県・地元の企業やNPOなどの民間団体との情報交換の場を設けるとともに、町民の理解と協力の下に、社会情勢の変化等を踏まえながら広範多岐にわたる施策を総合的かつ効果的に推進します。

第1 町における推進体制の充実

男女共同参画の促進は、広範多岐にわたるため、関係部局との連携を保ち、施策の実効性の確保に留意しながら、効率的に推進します。

1 推進体制の整備・充実

庁内の体制確立のため、「藤里町男女共同参画推進町民会議（仮称）」を新たに設け、関係部局との有機的な連携の下、町民の意見を反映しながら各種施策の効果的な推進を図ります。

2 男女共同参画に関する調査研究・企画立案の充実

庁内関係課及び「藤里町男女共同参画推進町民会議（仮称）」との連携を図りながら男女共同参画に関する問題点の把握や調査研究を行い、男女共同参画施策の企画立案に生かします。

3 町民の意見を反映した施策の展開

広く町民からの意見を聴くため、アンケート等を実施、政策の形成や施策の実施等に反映します。

第2 施策の方向と基本施策

男女共同参画社会を形成するためには、行政だけではなく町民すべてが主体的に取り組む必要があり、様々な課題を解決するため、行政や企業、NPOなどの民間団体とのパートナーシップによる積極的な取り組みを図ります。

1 民間団体の育成支援とネットワーク化の整備

男女共同参画を推進するNPOなどの民間団体の育成とその主体的な活動に対して支援を行うとともに、そのネットワーク化を図ります。

2 「秋田県男女共同参画センター」を活用した男女共同参画推進活動の展開

県が設置した「秋田県男女共同参画センター」の機能を有効に活用し、男女共同参画推進の活動を展開します。

3 情報交換の場の提供

国・県、地元の企業や、特に北部男女共同参画センターなどのNPOの民間団体との情報交換の場を設けるとともに、町のホームページを活用し、男女共同参画に関する情報交換や議論の場を提供します。

第3 計画の進行管理

男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため、町における男女共同参画の現状や問題点について把握し、この計画の定期的な進行管理を行います。

1 年度事業計画の策定

この計画とは別に、毎年度「藤里町男女共同参画推進町民会議（仮称）」において事業計画を策定し、具体化します。

2 実績の把握

この計画に則って、毎年度の事業実績をとりまとめ、その状況を把握します。

3 結果の公表

計画期間中であっても、必要に応じて策定委員会を設置し、計画の内容について必要な検討を行い、緊急な課題や新たな課題への取組みが必要となった場合は、この計画に取り込むとともに、変更後の計画内容を公表します。